

準備書の審査書(案)

No.		5	
発電所名(仮称)		(仮称)津軽十三湖風力発電事業	
事業者名		くろしお風力発電株式会社	
事業実施区域		青森県五所川原市十三土佐地区、つがる市富苑地区、北津軽郡中泊町田茂木地区	
事業特性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力:34,500kW (2,300kW×15基) ・風力発電機の台数:15台 ・ブレード直径:約82m ・ブレード中心高さ:約78m	
	工事の内容	・搬入道路:できる限り既存の道路を利用 ・基礎工事:6台/日 ・据付工事:3台/日 ・電気・計装工事:2台/日	
地環境 特 監視 性 視 ・計 環 画 、 境 予 保 測 全 ・ 措 評 置 価 ・ 結 果	大気	1. 現況	地域ごとに定められるK値は、五所川原市、つがる市及び中泊町は17.5となっている。
		2. 保全	記載なし
		3. 監視	同上
		4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	同上
騒音	騒音	1. 現況	<騒音> 「騒音に係る環境基準」に関しては、五所川原市及びつがる市においては類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域周辺における地域の指定はない。なお、中泊町における指定はない。 騒音の規制に関しては、「騒音規制法」に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び道路交通騒音の要請限度が定められており、五所川原市においては用途地域に応じた規制地域の指定を行っているが、対象事業実施区域周辺における指定はない。なお、つがる市及び中泊町における指定はない。 <低周波音> 対象事業実施区域周辺の居住地域における四季の等価音圧レベルは、昼間71～81dB、夜間69～81dB(いずれもG特性※)であった。これらの低周波音レベルは、一般環境中の低周波音レベルにおける「住宅・アパート内」に相当するレベルであった。
		2. 保全	<騒音> 新設する風力発電機の設置位置を居住地域から900m以上離隔する。 <低周波音> 風力発電機の設置位置を居住地域から900m以上離隔する。

	(低周波音含む)	3. 監視	<p><騒音> 事後調査は実施しない。</p> <p><低周波音> 事後調査は実施しない。</p>
		4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	<p><騒音> (a) 環境影響の回避、低減に係る評価 風力発電機の稼働に伴って発生する騒音は、対象事業実施区域周辺の居住地域において19～34dB程度であり、風力発電機の設置位置を居住地域から900m以上離隔したことにより、騒音に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で十分に回避、低減されているものと評価される。 (b) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 強風時には現況より環境基準を超過する地点はあるものの、風力発電機の稼働に伴う将来の騒音の増加はないものと評価される。</p> <p><低周波音> (a) 環境影響の回避、低減に係る評価 風力発電機の稼働に伴って発生するG特性の低周波音は、対象事業実施区域周辺の居住地域等において59～64dB程度であり、風力発電機の設置位置を居住地域から900m以上離隔したことにより、低周波音に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で十分に回避、低減されているものと評価される。 (b) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 各地点における1/3オクターブバンド別の低周波音(補正無し)の予測結果によれば、超低周波音(1～20Hz)は感覚閾値を20dB以上下回っており、これらが周辺の居住地域で認知される可能性は極めて低く、直接的な健康被害が生じる可能性はほとんどないものと評価される。 風力発電機から発生する低周波音は、可聴域(20～100Hz)も含め現況を大きく下回っており、稼働による増加はほとんどないものと評価される。</p>
	振動	1. 現況	<p>振動の規制に関しては、「振動規制法」に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。 五所川原市においては用途地域に応じた規制地域の指定を行っているが、対象事業実施区域周辺における指定はない。なお、つがる市及び中泊町における指定はない。</p>
		2. 保全	記載なし
		3. 監視	同上
		4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	同上
	水質	1. 現況	<p>対象事業実施区域周辺においては、BOD等に関して岩木川下流(神田橋から下流)及び山田川が「河川B」に、COD等に関して日本海岸地先海域が「海域A」に指定されている。</p>
		2. 保全	記載なし
		3. 監視	記載なし
		4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	同上

底質	1. 現況	記載なし
	2. 保全	同上
	3. 監視	同上
	4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	同上
地形・地質	1. 現況	対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況は津軽半島の中西部に位置し、大部分が台地・段丘及び低地からなり、西は日本海に面している。地形区分は海側から順に屏風山砂丘地、津軽平野、金木台地により構成されている。海岸一帯は十三湖とともに津軽国定公園に指定されている。 対象事業実施区域及びその周辺における地質の状況は、屏風山地域には主に砂（砂丘堆積物）が分布するが、ところにより砂・礫からなる段丘堆積物により被われる。また砂丘間湿地には草炭が分布し、開析の進んだ谷には谷底平野堆積物である砂・礫・泥が分布する。
	2. 保全	風力発電機の基礎設置、並びに作業ヤードの造成に伴う改変面積を必要最小限に限定する。
	3. 監視	事後調査は実施しない。
	4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	環境影響の回避、低減に係る評価 作業ヤード、風力発電機の基礎ともに必要な面積は最小限で、造成工事自体も小規模であることから、工事計画上の環境保全措置により重要な地形に及ぼす影響は、十分に回避、低減されているものと評価される。
風車の影（シャドーフリッカー）	1. 現況	記載なし
	2. 保全	風力発電機の設置位置を居住地域から900m以上離隔する。
	3. 監視	事後調査は実施しない。
	4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	対象事業実施区域周辺の居住地域の一部においては、夏至付近の日の入直前に最も南側に設置される風力発電機（14号機）の影がかかる可能性が示唆されたが、影にかかる時間は居住地域においてはいずれも30分未満であり、風力発電機の設置位置を居住地域から離隔したことにより、影響は回避・低減されているものと評価される。

(猛禽類、バードストライク含む)
動物

1. 現況

<鳥類>
青森県内では、18目57科317種の鳥類が確認されている。
絶滅のおそれのある鳥類について、対象事業実施区域周辺では、十三湖や岩木川下流地域においてオジロワシ、オオワシ、オオセッカなど12種の生息が確認されている。また、新たにレッドデータブックに追加されたオオヨシゴイ、サシバ、クイナなどを含む13種の生息が確認されている。
なお、「十三湖のハクチョウ」は青森県により天然記念物に指定されている。

<哺乳類>
文献その他の資料によると、青森県内に生息する哺乳類は、少なくともモグラ目が2科7種、コウモリ目が2科17種、サル目が1科1種、ウサギ目が1科1種、ネズミ目が3科11種、ネコ目が3科8種、ウシ目が1科1種の合計7目13科46種であると記載されている。
絶滅のおそれのある哺乳類として青森県内で29種が記載されているが、対象事業実施区域及びその周辺における確認記録はない。

<両生類・爬虫類>
青森県内で生息・分布が確認・記録されている両生類は2目7科16種、爬虫類は2目8科16種であるとされる。
青森県では、自然環境保全基礎調査による調査対象種として、モリアオガエル、オオサンショウウオ、クロサンショウウオの3種が指定されており、対象事業実施区域周辺では、車力村の袴形沼においてモリアオガエルが確認されている。
絶滅のおそれのある両生類・爬虫類については、対象事業実施区域が含まれるメッシュにおいて両生類のクロサンショウウオ、岩木川下流域において爬虫類のクサガメの生息が確認されている。

<昆虫>
文献その他の資料によると、絶滅のおそれのある昆虫類については、対象事業実施区域周辺では、キイトンボ、コヤマトンボ、マークオサムシ、ニッポンハナダカバチなど13種が確認されている。また、新たに追加されたウスバカマキリ、カヤコオロギ、ゲンゴロウモドキ、ゲンジボタルなどを含めた28種の確認記録がある。

<魚類>
文献その他の資料の資料によると、青森県では、イトウ、イトヨ(陸封型及び降海型)、トミヨ、イバラトミヨの4種を対象として調査が行われており、対象事業実施区域及びその周辺では、イトヨとイバラトミヨの生息が確認されている。
十三湖の魚類相として、ウナギ、コイ、ドジョウ、アユなど45種の魚類が確認されている。また、その後の同基礎調査で十三湖の魚類相として、スナヤツメ、ギンブナ、ワカサギ、メダカなど47種の魚類が確認されている。

<希少猛禽類>
現地調査では、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハイタカ、ハイイロチュウヒ、チュウヒ、ハヤブサ、チゴハヤブサ、コチョウゲンボウ、チョウゲンボウの11種の希少猛禽類が確認されている。

<底生動物>
トミヨの生息が確認された前潟、今泉川、明神沼において、ヤマトシジミ、ヌカエビ、スジエビ、モクズガニ、ミズカマキリの5種が確認されている。

2. 保全

- (a) 送電線の地下埋設
- (b) ライトアップの抑制
- (c) 樹木伐採の制限及び緑化
- (d) 土砂流出防止策
- (e) レイアウトの変更

3. 監視

- (1) 本事業の稼働後にバードストライク及びバットストライクの有無を確認するための事後調査を実施する。
- (2) 秋季の渡り鳥の利用状況について、追加調査を実施する。
- (3) 冬季の無結氷時に魚類・底生動物の追加調査を実施する。

		<p>4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中</p>	<p>(a) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業実施区域及びその周辺においては、カンムリカイツブリやオオセッカ、コジュリンなどの鳥類が繁殖し、マガンやヒシクイ、セイタカシギなどの渡り鳥が渡りの中継地として利用し、ヨシガモやハシビロガモなどの冬鳥が越冬している。また、希少猛禽類のオジロワシやオオワシ、チュウヒなども生息環境として利用しており、湿地性の鳥類が極めて豊富である。タヌキやキツネ、イタチ等の哺乳類、アオダイショウ等の爬虫類、ニホンアマガエルやトノサマガエルなどの両生類、オオルリハムシ、コオイムシ等の昆虫類、メダカやヤリタナゴ、イバラトミヨなどの魚類、ミズゴマツボやヤマトシジミなどの底生動物が生息している。 本事業においては、風力発電機の設置や工事用道路の敷設に伴う改変面積が小さいこと、周辺には同様の環境が広がっていること等から、事業の実施による動物への影響は概して小さいものと評価される。特に影響が懸念される鳥類の風力発電機への衝突に関しても、渡りルートが広範囲に分散していることや、定量的に算出した衝突率も小さいことから、本事業に関しても衝突個体は少ないものと評価されたが、秋季の渡り鳥の利用状況についてはさらなる情報収集がのぞまれる。 適切な環境保全措置の実施及びバードストライク及びバットストライクの有無を確認するための事後調査、秋季(10月)渡り鳥の利用状況、冬季(無結氷時)の魚類、底生生物の追加調査を実施することにより、本事業に伴う動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で低減されているものと評価される。</p>
植物	<p>1. 現況</p>		<p>文献その他の資料によると、青森県内には全域に落葉広葉樹林が分布している。ま、青森県の植物区系は東側の「えぞ一むつ地域」と西側の「日本海地域」に分かれており、対象事業実施区域は「日本海地域」に位置している。青森県は冷温帯でブナやミズナラを主体とする落葉広葉樹林帯(ブナ帯ともいう)に属しており、青森県内の維管束植物の垂直分布は高山から海中までおよそ2,050種が野生状態で生え、そのうち帰化種や栽培逸出種を除いた本来の自生種は1,800種程度であると記載されている。 文献その他の資料によると、絶滅のおそれのある植物の分布及び生態の概要については、対象事業実施区域周辺にはヌカボタデ、イトハコベ、ヤマシャクヤク、タヌキモなど9種の分布情報がある。また、新たに追加されたチョウジソウ、キクモ、コアママなどを含む8種の分布情報が掲載されている。</p>
	<p>2. 保全</p>		<p>(a) 植生の早期回復 (b) 樹木の伐採の制限 (c) 土砂流出防止柵等の設置 (d) 立ち入り制限 (e) ゴミ処理の徹底</p>
	<p>3. 監視</p>		<p>事後調査は実施しない。</p>
	<p>4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中</p>		<p>(a) 環境影響の回避、低減に係る評価 重要な種を含めた植物の生育環境及び植生に対して予測を行った。その結果、風力発電機の設置や搬入路の敷設に伴う改変面積が小さいこと、改変区域に該当する植生周辺にも広く分布していること等により、その程度は軽微であると予測された。 また、現地調査で確認された重要な種の8種のうち、ノダイオウとノウルシ、オオマルバノホロシ、ミクリ、スジヌマハリイの5種は対象事業実施区域内で確認されているもの、改変は風力発電機の設置箇所及び一部の搬入路に限定されること、周辺にも同様の環境が広がっていることから、本事業に伴う環境影響の程度は小さいものと予測された。 さらに適切な環境保全措置を実施することにより、本事業に伴う植物に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減されているものと評価される。</p>
		<p>1. 現況</p>	<p>陸域の生態系では、水田雑草群落やヨシクラス、自然低木林等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やノウサギ、カモシカ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第二次消費者として昆虫類を捕食するアブラコウモリ等も存在する。第三次消費者としてはカラ類やキツツキ類等の鳥類、ネズミ類やニホンリス等の小型哺乳類、カエル類やニホンカナヘビ等の両生類・爬虫類が、第四次消費者としてはシマヘビ等が存在する。さらに、これらを餌とする最上位の消費者としてオオタカ、サシバ、フクロウ等の猛禽類やキツネ、テン等の中型哺乳類が存在する。</p>

生態系	2. 保全	(a) 送電線の地下埋設 (b) ライトアップの抑制 (c) 植生の早期回復 (d) 樹木伐採の制限 (e) 土砂流出防止柵等の設置 (f) レイアウトの変更 (g) 効率的な施工計画 (h) 立ち入り制限 (i) ゴミ処理の徹底
	3. 監視	(1)本事業の稼働後にバードストライク及びバットストライクの有無を確認するための事後調査を実施する。 (2)秋季の渡り鳥の利用状況について、追加調査を実施する。 (3)冬季の無結氷時に魚類・底生動物の追加調査を実施する。
	4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	(a) 環境影響の回避、低減に係る評価 対象事業実施区域及びその周辺においては、低地平野の生態系が成立していると考えられる。 本事業においては、変更は風力発電機の設置箇所及び一部の搬入路に限定されること、周辺には同様の環境が広がっていることから、事業の実施による生態系への影響は全般的に小さいと予測される。 上位性の注目種であるキツネ及びノスリは、採餌環境としては対象事業実施区域内を利用している可能性があるものの、変更は風力発電機の設置箇所及び一部の搬入路に限定されること、周辺には同様の環境が広がっていること等から、事業の実施による影響は小さいものと予測された。また、影響が懸念される鳥類の風力発電機への衝突に関しては、風力発電機が設置される区域外にも迂回するための空間が十分に確保されていることから、本事業に関してもその可能性は低いものと予測されたが、予測には不確実性も伴っていることから、事業の稼働後には、バードストライク及びバットストライクの有無を確認するための事後調査を実施する。 環境保全措置の実施、バードストライク及びバットストライクの有無を確認するための事後調査を実施することにより、本事業に伴う生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で低減されているものと評価される。
景観	1. 現況	対象事業実施区域は、青森県の西北部、津軽半島の中西部に位置している。日本海に沿って屏風山砂丘地が分布しており、岩木川沿岸には広大な津軽平野が広がっている。また、その東側は津軽半島の脊稜山地の一部である台地及び山地へと連なっている。岩木川が流入する十三湖は、周辺の海岸部及び山岳部とともに津軽国定公園に指定されており、当該地域の景観を特徴付けている。このような状況下、対象事業実施区域は十三湖南岸の農業地域及び津軽国定公園に隣接する農業地域・森林地域に計画されている。
	2. 保全	新設する風力発電機の設置位置を居住地域から900m以上隔離する。
	3. 監視	事後調査は実施しない。
		(a) 環境影響の回避、低減に係る評価 6 眺望点のうち5 眺望点から、全基が視認されるものと予測された。 人口建造物が少ない景観の中に広く視認されるため、見る者によっては違和感を覚える可能性が考えられるが、周辺からの主な眺望のほとんどは空や樹木、田畑、山並みなどが背景となり、風力発電機の色が空や雲、樹木、山などの自然景観になじみやすく、また細い柱状であることから、風力発電機が周囲から浮き立つような印象は与えにくいものと考えられる。 また、風力発電機の設置位置を居住地域から900m隔離したことにより、本事業に伴う景観に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で低減されているものと評価される。 (b) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討 「青森県景観条例」に基づく「青森県景観計画」において大規模行為が景観形成基準が

	4. 予測・評価	<p>定められている。</p> <p>本事業においては風力発電機の外装は灰白色に塗装することとしており、周囲から浮き立つような印象は与えにくいものと考えられることから、基準に定める「周辺景観と調和する色彩への配慮」に整合するものと評価される。また、背景の空や雲、樹木、山などになじみやすい色彩の細い柱状であることや、一定の範囲内にまとまって視認されることなどから、基準に定める「自然景観と調和する規模及び形態意匠への配慮」「全体としてまとまりのある形態意匠」に整合するものと評価される。</p> <p>また、五所川原市においては「五所川原市総合計画」の中で「豊かな自然景観の保全を図る」としている。本事業における風力発電機は外装を灰白色として空や雲、樹木、山並みなどの自然景観になじみやすい色彩とすること、また細い柱状とすることなどにより、自然景観の保全に対する配慮がなされているものと評価できる。</p> <p>つがる市においては「都市計画マスタープラン」を策定し、景観形成の方針として「地域の特性を踏まえた農村景観の保全」「松林が形成する良好な景観の維持」を掲げている。本事業における風力発電機は農村地帯において広く視認されることとなるが、風力発電機の外装を灰白色とすることや細い柱状とすることなどにより、周囲の田畑や松林から浮き立つような印象は与えにくいと考えられることから、農村の景観保全に関する配慮がなされているものと評価できる。</p> <p>中泊町においては「中泊町長期総合計画」の中で「特色あるふるさと景観の維持・形成」を掲げている。同じく、外装や柱状、配置の工夫により、景観の維持・形成に関する配慮がなされているものと評価できる。</p>
		<p>①東北自然歩道(新・奥の細道)</p> <p>環境省が指定する長距離自然歩道のひとつ。四季を通じて手軽に楽しく安全に、東北の豊かな自然・歴史・文化に触れることができる。各コースは一日で歩くのに程良い距離に設定されており、公共の交通機関などで結びながら東北6県を一周する。全229コース、そのうち青森県には37コースが整備されている。対象事業実施区域周辺には「安東史跡をめぐるみち」、「高山稲荷と七里長浜のみち」等がある。</p> <p>②脇元海岸ふれあいゾーン</p> <p>釣りや海水浴等の観光客の利用施設が整っている。「サマーハウス」では獲れたての魚貝料理が堪能でき、着替え、シャワー、トイレも整っている。また、宿泊施設のバンガローは青森特産のヒバ材をふんだんに使ったログハウス風の建物である。</p> <p>③し〜うらんど「海遊館」</p> <p>タラソセラピー(海洋療法)が楽しめる施設。15種類のアトラクションがある。温水(海水)プールはマイペースで利用でき、年齢を問わず楽しみながら効果的な運動ができる。専門スタッフのアドバイスも受けられる。</p> <p>④ 唐川城跡展望台</p> <p>唐川城跡、四方が断崖と谷の標高約120mの山岳地帯にあり、展望台は山の中腹に設けられている。十三湖全体と大沼・岩木山・日本海(七里長浜)を一望できる絶景ポイントである。「ふるさと眺望点」に指定されている。</p> <p>⑤ 大沼公園</p> <p>唐川城跡のふもとと岩井放牧場の西側に位置しており、大沼を一周できる遊歩道には、「縄文の橋」、日本一長い屋根付きの「東日流館橋」、遊具等がある。</p> <p>⑥中の島ブリッジパーク</p> <p>十三湖に浮かぶ公園。全長250mの遊歩道橋を渡ると、豊かな自然の中に遊歩道、キャンプ場、野外炊事場、ケビンハウス(宿泊施設)、プラネタリウム、アスレチック、ラジコンサーキット場、ゴーカート場、イベント広場、水上ステージ、シジミ拾い場、地域活性化センター、歴史民俗資料館、レストランがある。</p> <p>⑦ 十三湊遺跡</p>

触れ合いの活動の場

1. 現況

岩木川水系を通じて結ばれた内陸部との物資供給地として、また樺太・北海道などとの北方交易において、本州最北端の拠点としての役割を担っていた跡を残す史跡。

⑧道の駅十三湖高原・モー林公園
十三湖畔の高原牧草地内にあり、360度のパノラマに秀峰岩木山、八甲田連峰、中山山脈、日本海を望む風光明媚な道の駅である。モー林公園は道の駅の脇にある林間遊歩道であり、チップ街道やウッドチップ舗装歩道など自然との調和がとれ、透水性が良く、クッション性のある膝に優しい路面となっている。

⑨七平展望台
田園地帯及び十三湖、日本海、岩木山を一望できる展望台。

⑩呑龍岳展望台
日本海、十三湖、岩木山が展望できる。「ふるさと眺望点」に指定されている。

⑪マグアビーチ公園・しゃりきサンセットドーム
マグアビーチ公園は車力漁港の南側に位置する。チェスボローカップ水泳駅伝の会場にもなる、県内唯一のライフセーバーがいる海水浴場であり、安心して海水浴を楽しめる。その脇の小高い丘にあるしゃりきサンセットドームではアウトドアキャンプができ、眼下に望む日本海の夕日は圧巻である。

⑫メロンロード
つがる市木造地区から車力地区までの市道約22kmの名称。周辺にはベンセ湿原や平滝沼、出来島海水浴場などの観光スポットが点在しており、夏場は県内外から多くの観光客が訪れる。メロンロード沿いでは、至る所でメロンが栽培されている。

⑬七里長浜
鱒ヶ沢町から十三湖まで続く、その名の通り七里(約28km)ある長大な砂浜。美しい砂浜からは広大な日本海を眺めることができ、また釣りも盛んで、多くの釣り人が訪れている。約2万8千年前の最終氷河期時代のものと思われるエゾマツやアカマツの針葉樹林数千本が約1kmに渡り埋没している地帯があり、世界最大規模とも言われている。

⑭中里町森林公園
津軽中里自然観察教育林として、中泊町の中里地区にある砂防アイランドに隣接している。大正時代に植えられたスギや天然ヒバ、広葉樹の広がる森林の中に遊歩道が整備されている。遊歩道の奥には名勝「不動の滝」、「夫婦岩」がある。

⑮不動の滝
五所川原市飯詰地区の国有林(飯詰自然観察教育林)内にあり、遊歩道が設けられている。清らかな瀑布は四季折々美しいたずまいを見せる。

⑯中里城址史跡公園展望台
芝生広場、遊歩道、展望台、東屋などが整備された史跡公園。展望台からは、田園風景や市街地が一望でき、岩木山、屏風山、権現崎なども見ることができる。「ふるさと眺望点」に指定されている。

⑰大沢内溜池
餌場とするサギやキジ等を多く見かけることができる。大沢内溜池にある湧つぼは、環境省が選定した平成名水百選に選定されている。

⑱芦野池沼群県立自然公園
中泊町の大沢内溜池と五所川原市の藤枝溜池(芦野湖)周辺から成る。湖を持つ約80haの自然公園で、日本さくら名所100選に選ばれた2,200本の桜と老松が湖畔に広がる景勝地であり、芦野公園として「ふるさと眺望点」にも指定されている。園内には、太宰治文学碑、津軽三味線発祥之地碑のほか吊橋、浮橋、児童動物園、家族連れ向けの広場、オートキャンプ場などがあり、地域の行楽地として親しまれている。園内の藤沢溜池は、農林水産省が選定する「ため池百選」にも選定された。

⑲津軽国定公園
東津軽郡外ヶ浜町から西津軽郡深浦町に至る延長約180kmの海岸部と山岳部、湖沼群等から成る。海岸部には竜飛崎・権現崎などの海岸浸食景観がある一方、十三湖や屏風山地区の砂丘景観も擁する。山岳部には、青森県最高峰の岩木山、世界自然遺産に登録されている白神山地などが含まれる。

2. 保全

対象事業実施区域のエリアⅢ、エリアⅣには風力発電機を設置しないこととする。

3. 監視

事後調査は実施しない。

4. 予測・評価
①工事中
②供用中

(a) 環境影響の回避、低減に係る評価
対象事業実施区域のエリアⅢ、エリアⅣには風力発電機を設置しないこととしたため、人と自然との触れ合いの活動の場としてのメロンロードへの影響は回避されているものと評価される。

1. 現況

残土は可能な限り対象事業実施区域内にて処理し、伐採木は処理業者に委託し、産業廃棄物として適正に処理する。伐採木は処理業者に委託し、産業廃棄物として適正に処理する。

2. 保全

記載なし

廃

	棄物等	3. 監視	同上
		4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	同上
	(教育・医療・福祉施設の配置状況、公園 指定等環境保全地域指定状況等) その他	1. 現況	五所川原市、つがる市及び中泊町においては「津軽国定公園」、「芦野池沼群県立自公園」及び「四ツ滝山県自然環境保全地域」が指定されており、このうち対象事業実施区域は「津軽国定公園」に隣接している。 対象事業実施区域周辺における、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区の指定状況は、対象事業実施区域の一部が「岩木川河口鳥獣保護」に該当している。 「森林法」に基づく保安林の指定状況は、対象事業実施区域の一部が防風保安林に該当している。
		2. 保全	記載なし
		3. 監視	同上
4. 予測・評価 ①工事中 ②供用中	同上		
事後調査		環境保全措置を実施することにより、環境への影響は少ないものと考えているが、風力発電機から発生する騒音、低周波音の影響に関しては知見が十分でないことから風車稼働後において事後調査を実施するものである。 水の濁りについては、工事期間中の降雨による一時的なものであるが、対象事業実施区域周辺が上水道の供給区域ではなく、日常的に井戸水や沢水等を利用していることから、利水に影響を及ぼすことが無い様、工事期間中に事後調査を実施するものである。 動物については、風力発電機が動物に与える影響に関しては知見が十分でないことから、鳥類及びその他の重要種を対象として事後調査を実施するものである。	
その他特記事項		特になし	
住民意見・事業者見解・自治体意見・環境大臣意見 (別紙参照)		環境の保全の見地からの意見:なし (別紙のとおり)	
審査結果		環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための意見を記載。	
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。	